

香川県条例第24号

香川県中心市街地における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例
 (香川県中心市街地における県税の特別措置条例の一部改正)

第1条 香川県中心市街地における県税の特別措置条例(平成11年香川県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条第10項の規定により市町が認定基本計画を公表した日(当該公表した日が平成24年3月31日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して3年内に、当該市町の区域内の中心市街地において特定商業基盤施設を設置した者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、香川県条例(昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。)第45条及び附則第28項の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>	<p>(不動産取得税の不均一課税)</p> <p>第2条 法第9条第10項の規定により市町が認定基本計画を公表した日(当該公表した日が平成22年3月31日以前であるものに限る。以下「公表日」という。)から起算して3年内に、当該市町の区域内の中心市街地において特定商業基盤施設を設置した者について、当該設置した特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得(公表日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税の税率は、香川県条例(昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。)第45条及び附則第28項の規定にかかわらず、100分の0.4とする。</p>

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正)

第2条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例(平成12年香川県条例第83号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業、<u>情報通信技術利用事業(法第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう。以下同じ。)</u>又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する過疎地域内において、製造の事業、<u>ソフトウェア業又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)</u>の用に供する設備を新設し、又は増設した者及び畜産業又は水産業を行う個人に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p>

(特別償却設備設置者に対する課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成23年3月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1) 略

本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得

新設し、又は増設した当該特別償却設備に係る固定資産の価額

×

当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業の用に供する設備に係る固定資産の価額)

(2) 略

2～4 略

(申請書の提出)

第4条 略

(特別償却設備設置者に対する課税免除)

第2条 法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から平成22年3月31日までの間に、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備であって、取得価額の合計額が2,700万円を超えるもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(以下「特別償却設備設置者」という。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる場合の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1) その行う主たる事業が電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の法人の場合

本県において当該法人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得

新設し、又は増設した当該特別償却設備に係る固定資産の価額

×

当該特別償却設備設置者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額(主たる事業が電気供給業又はガス供給業の法人にあっては、当該固定資産の価額のうち製造の事業、ソフトウェア業又は旅館業の用に供する設備に係る固定資産の価額)

(2) 略

2～4 略

(申請書の提出)

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55(同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。)又は香川県税条例(昭和29年香川県条例第13号)第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の香川県中心市街地における県税の特別措置条例の規定及び第2条の規定による改正後の

香川県過疎地域における県税の特別措置条例（以下「新過疎条例」という。）の規定は、平成22年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 新過疎条例第1条及び第2条の規定は、適用日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、適用日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に新過疎条例第2条第1項に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した者で同条の規定の適用を受けようとするもののうち、新過疎条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日以後1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第47条第1項の規定による申告の期限まで」とあるのは、「香川県中心市街地における県税の特別措置条例及び香川県過疎地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（平成22年香川県条例第24号）の施行の日から1月以内」とする。